

2026年5月1日

## 新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都渋谷区本町三丁目47番10号  
株式会社伊藤園  
代表取締役社長 本庄 大介

東京都渋谷区本町三丁目47番10号  
株式会社Crazy Jasmine Tokyo  
代表取締役社長 阿井 陽子

株式会社伊藤園(以下「分割会社」といいます。)は、2026年3月27日付新設分割計画書に基づき、2026年5月1日を効力発生日として、株式会社Crazy Jasmine Tokyo(以下「新会社」といいます。)を新たに設立し、分割会社のCrazy Jasmineブランドの香水、化粧品及びフレグランス雑貨等の販売と附帯関連する事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下「本件分割」といいます。)を行いました。

本件分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本件分割が効力を生じた日

2026年5月1日

#### 2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割であり、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

#### 3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過

##### (1) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割であり、同法第806条の適用はございませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

##### (2) 新株予約権買取請求手続

分割会社は、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権を発行しておりません。

ので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 債権者保護手続

本件分割において、分割会社は新会社に承継される債務について重畳的債務引受をしておりますので、会社法第810条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

**4. 新設分割により新会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項**

新会社は、2026年5月1日をもって、分割会社より新設分割計画に記載された事業に関する権利義務を、同計画に従い承継いたしました。なお、承継した資産の額は97百万円(概算値)、負債の額は0円となっております。

**5. 前各項に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項**

該当する事項はございません。

以上